かごしまコンパクトなまちづくりプラン (立地適正化計画)

届出の手引き

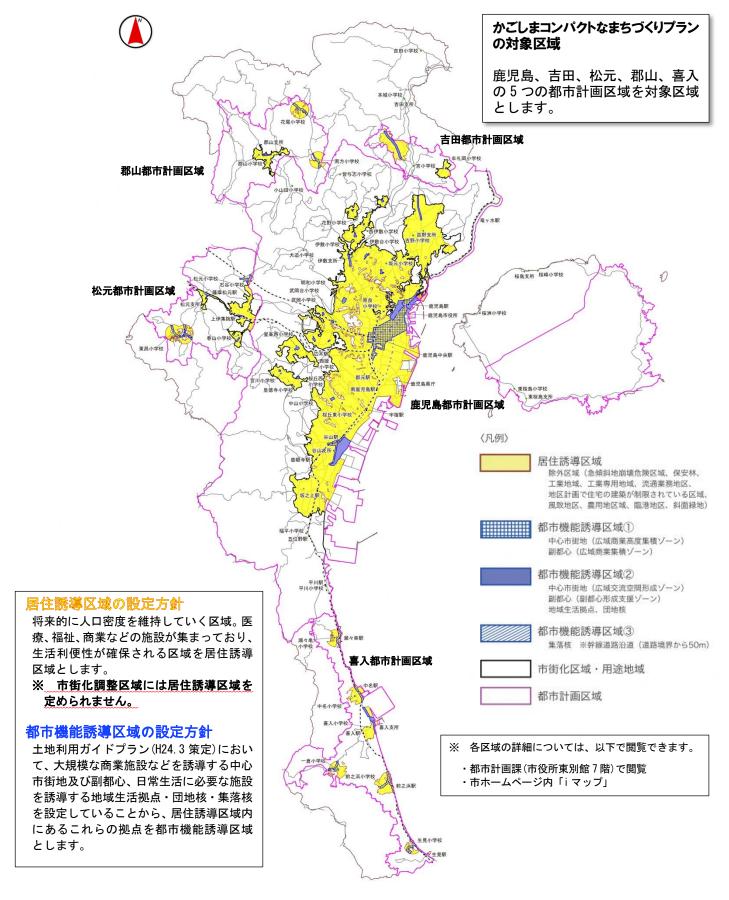


平成 29 年 3 月 17 日 (初版)

鹿児島市都市計画課

1 かごしまコンパクトなまちづくりプランの概要

(1) 居住誘導区域及び都市機能誘導区域



(2) 誘導施設

口都市機能誘導区域(1)・・・中心市街地(広域商業高度集積ゾーン)、副都心(広域商業集積ゾーン)

- 商業施設(**1 店舗面積 1,000 ㎡以上)
 (ただし、都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従うこととする)
- ・診療所、歯科診療所(医療法に基づく)
- ・銀行等 (銀行法に基づく銀行、協同組織金融機関の優先 出資に関する法律に定義される共同組織金融機関 及びこれらの*2代理業を営むもの、株式会社商工 組合中央金庫法に基づく株式会社商工組合中央金庫)

「銀行等」に該当する主なもの・・・・@

- ・銀行(銀行法に基づくもの)
- 農林中央金庫
- 信用協同組合
- 信用金庫
- 労働金庫
- 農業協同組合
- 漁業協同組合
- 株式会社商工組合中央金庫
- ・銀行窓口を有する簡易郵便局 など

□都市機能誘導区域②・・・中心市街地(広域交流空間形成ゾーン)、副都心(副都心形成支援ゾーン)、 地域生活拠点、団地核

- 商業施設 (**1 店舗面積 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満) (ただし、都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従うこととする)
- 診療所、歯科診療所(医療法に基づく)
- 銀行等 (銀行法に基づく銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定義される共同組織金融機関及びこれらの*2代理業を営むもの、株式会社商工組合中央金庫法に基づく株式会社商工組合中央金庫) ……上記@と同じ

□都市機能誘導区域③・・・集落核

- ・物品販売業を営む店舗(**1店舗面積 150 ㎡以上) (ただし、都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従うこととする)
- ・診療所、歯科診療所(医療法に基づく)
- ・銀行等 (銀行法に基づく銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定義される共同組織金融機関及びこれらの*2代理業を営むもの、株式会社商工組合中央金庫法に基づく株式会社商工組合中央金庫) ……上記@と同じ

※1 「店舗面積」

大規模小売店舗立地法に規定する小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む) を行うための店舗の用に供される床面積

※2 「代理業を営むもの」

金融庁の公開している「銀行代理業者許可一覧」、「郵便局銀行代理業者許可一覧」、「信用金庫代理業者許可一覧」、「労働金庫代理業者許可一覧」及び「信用組合代理業者許可一覧」に掲載されている又は掲載が見込まれるもの。

2 届出制度概要

(1) 目的

届出制度は、<u>居住誘導区域外における住宅開発などの動きや都市機能誘導区域外における</u> 誘導施設の整備の動きなどを、市が把握することを目的としています。

(2) 運用開始

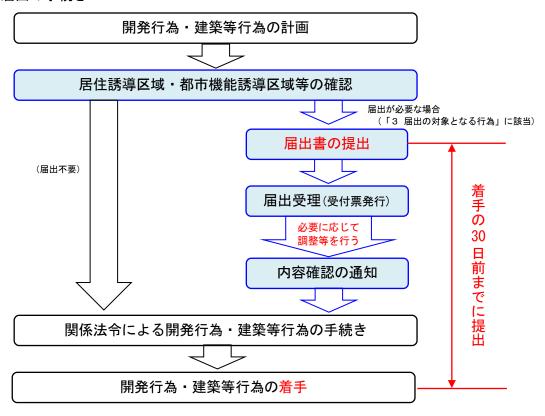
届出は、<u>平成29年3月31日</u>(都市再生特別措置法第81条第15項の規定に基づき、かごしまコンパクトなまちづくりプランを公表する日)から必要になります。

(3) 届出・相談窓口

鹿児島市 建設局 都市計画部 都市計画課(本庁 東別館7階)

TEL:099-216-1378

(4) 届出の手続き



☆ 届出制度の効果的な運用のため、開発許可申請(都市計画法第32条に基づく事前協議申出)や建築確認申請等に先行して届出されるようご協力をお願いします。

また、事前のご相談もご検討ください。

(5) 届出に対する市の対応

届出を受理した後、届出内容を確認して、副本に通知書を添えて返却します。 ただし、届出内容のとおり行為が行われると、何らかの支障が生じると判断した場合は、 調整等を行うことがあります。

(6) その他留意事項

- ・ 虚偽の届出や、届出をしないで届出が必要となる開発行為や建築等行為を行った場合、 都市再生特別措置法に基づく罰則規定が適用されることがあります。(都市再生特別措置 法第 130 条)
- ・ 「開発行為」とは、都市計画法第4条第12項に規定する「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」のことをいいます。 なお、「区画形質の変更」については、鹿児島市宅地開発技術指針3-1-3で定めるもので、面積要件は除いたものとします。(例えば、区域区分のない都市計画区域(非線引き都市計画区域)で、区画の変更を伴った2,000㎡の届出対象の開発を行う場合、開発行為に該当します。この場合、開発許可は要しませんが、届出が必要となります。)



届出の対象となる行為 3

(1) 住宅開発等に関する届出

立地適正化計画の区域(都市計画区域)のうち、居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おう とする場合には、着手の30日前までに市長への届出が必要となります。(法第88条第1項)



(要)・・・・届出が必要な行為



不要 ・・・・届出を要しない行為

【開発行為】

- ①3戸以上の住宅の建築目的の 開発行為
- ②1戸又は2戸の住宅の建築目的 の開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの



【建築等行為】

- ①3戸以上の住宅を新築しようと する場合
- ②建築物を改築し、又は建築物の 用途を変更して3戸以上の住宅 とする場合



※ 「住宅」とは、戸建で住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舎や老人 ホームは含みません。

(2) 誘導施設の整備に関する届出

立地適正化計画の区域(都市計画区域)のうち、

- ・都市機能誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合(P7参照)
- ・設定外の誘導施設について、都市機能誘導区域内で、以下の行為を行おうとする場合(P8 参照)

着手の30日前までに市長への届出が必要となります。(法第108条第1項)



・・・ 届出が必要な行為



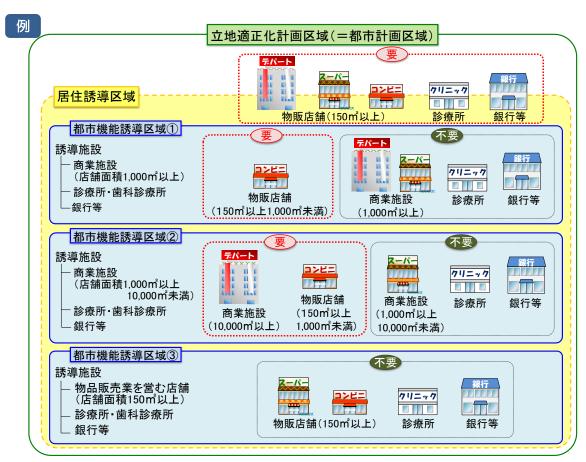
・・・ 届出を要しない行為

開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

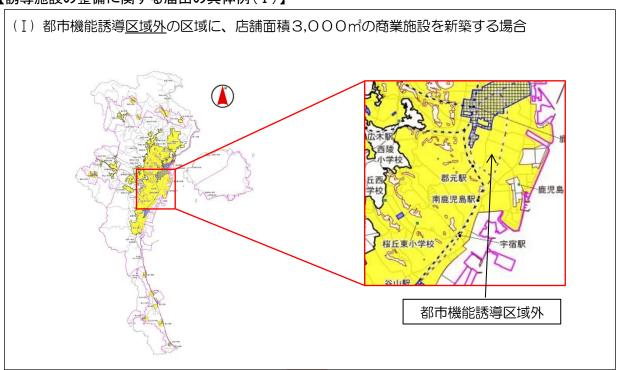
建築等行為

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



- ※「店舗面積」…大規模小売店舗立地法に規定する小売業を行うための店舗の用に供される床面積
- ※ 都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従います。

【誘導施設の整備に関する届出の具体例(I)】



★届出が必要になります。

都市機能誘導区域①や都市機能誘導区域②の誘導施設には、以下のとおり、 「店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設」を設定しています。

これらの区域外である都市機能誘導区域外で、店舗面積 1,000 m以上の商業施設を新築するため、届出が必要となります。

誘導施設

- 口都市機能誘導区域①・・・中心市街地(広域商業高度集積ゾーン)、副都心(広域商業集積ゾーン)
 - 商業施設 (*1 店舗面積 1,000 ㎡以上)
 - ・診療所、歯科診療所(医療法に基づく)
 - •銀行等
- □都市機能誘導区域②・・・中心市街地(広域交流空間形成ゾーン)、副都心(副都心形成支援ゾーン)、 地域生活拠点、団地核
 - 商業施設 (*1 店舗面積 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満)
 - ・診療所、歯科診療所(医療法に基づく)
 - •銀行等
 - ※1 「店舗面積」

大規模小売店舗立地法に規定する小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む)を行うための店舗の用に供される床面積

【誘導施設の整備に関する届出の具体例(Ⅱ)】

(Ⅱ) 都市機能誘導区域①(中心市街地(広域商業高度集積ゾーン))の区域に、 店舗面積250㎡のコンビニエンスストアを新築する場合 鹿児島駅 鹿児島市役 鹿児島中央制 都市機能誘導区域① 中心市街地(広域商業高度集積ゾーン)

★届出が必要になります。

都市機能誘導区域①(中心市街地(広域商業高度集積ゾーン))の誘導施設は、以下のとおり、 「店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設」を設定しており、店舗面積 250 ㎡のコンビニエンススト アは誘導施設に含まれません。

一方、都市機能誘導区域③の誘導施設には、「店舗面積 150 ㎡以上の物品販売業を営む店舗」 を設定しており、店舗面積 250 ㎡のコンビニエンスストアは、この区域の誘導施設となります。 都市機能誘導区域①に設定外の誘導施設を、都市機能誘導区域①の区域で新築するため、 届出が必要となります。

誘導施設

口都市機能誘導区域①・・・中心市街地(広域商業高度集積ゾーン)、副都心(広域商業集積ゾーン)

- 商業施設(*1店舗面積 1,000 ㎡以上)
- ・診療所、歯科診療所(医療法に基づく)
- •銀行等

□都市機能誘導区域③・・・集落核

- ・物品販売業を営む店舗(※1店舗面積 150 ㎡以上)
- ・診療所、歯科診療所(医療法に基づく)
- •銀行等

※1 「店舗面積」

大規模小売店舗立地法に規定する小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む) を行うための店舗の用に供される床面積

4 届出の書類等

(1) 住宅開発等に関する届出

届出対象	開発行為の場合	建築等行為の場合
行為	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行 為で、その規模が1,000 m以上のもの	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変 更して3戸以上の住宅とする場合
届出様式	<u>様式-1</u>	様式-2
添付書類	(都市再生特別措置法施行規則に定める図書) ②当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1/1,000以上) ②設計図(縮尺1/100以上) ②その他参考となる事項を記載した図書 【市の取扱い】(上記に基づく添付図書) ②・付近見取り図 ③・立面図(宅地分譲の場合は不要) ・各階平面図(宅地分譲の場合は不要) ・位置図 ・土地利用計画図又は配置図 ・求積図(開発区域の面積)	(都市再生特別措置法施行規則に定める図書) の敷地内における住宅等の位置を表示する図面(縮尺 1/100以上) の住宅等の2面以上の立面図、各階平面図(縮尺 1/50以上) のその他参考となる事項を記載した図書 【市の取扱い】(上記に基づく添付図書) の・配置図 ・立面図(2面以上) ・各階平面図 ・ 位置図 ・ 求積図(敷地面積)
届出部数	2部(正本・副本)	

注1) 届出内容の変更

上記の届出内容を変更する場合は、変更に係る行為に着手する日の30日前までに、行為の変更届出(<u>様式-3</u>及び上記のそれぞれの場合と同様の添付書類)が必要となります。(都市再生特別措置法第88条第2項)

注2) 届出を要しない軽易な行為

住宅等(3戸以上の住宅)で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの 建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築、建築物を改築し、又はその用途を変更して これらの住宅等とする行為については、届出を要しない場合があります。(都市再生特別措置 法第88条第1項ただし書き)

注3) 居住誘導区域内外の一体的な土地利用の場合

居住誘導区域内外で一体的な土地利用による上記の届出対象行為を行う場合、開発区域又は建築物の敷地の過半の属する区域が居住誘導区域外の場合は、届出が必要になります。

(2) 誘導施設の整備に関する届出

届出対象	開発行為の場合	建築等行為の場合
行為	①誘導施設を有する建築物の建築目的の開 発行為	①誘導施設を有する建築物を新築しようと する場合
		②建築物を改築し、誘導施設を有する建築 物とする場合
		③建築物の用途を変更し、誘導施設を有す る建築物とする場合
届出様式	<u>様式-4</u>	様式-5
添付書類	(都市再生特別措置法施行規則に定める図書) の当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1/1,000以上) の設計図(縮尺 1/100以上) のその他参考となる事項を記載した図書 【市の取扱い】(上記に基づく添付図書) ②・付近見取り図 ③・立面図 ・各階平面図 ・ 位置図 ・土地利用計画図又は配置図 ・求積図(開発区域の面積)	(都市再生特別措置法施行規則に定める図書) の敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺 1/100以上) の建築物の2面以上の立面図、各階平面図(縮尺 1/50以上) のその他参考となる事項を記載した図書 【市の取扱い】(上記に基づく添付図書) の・配置図 の・立面図(2面以上) ・各階平面図 ・花積図(敷地面積) ・求積図(敷地面積) ・求積図(大規模小売店舗立地法に規定する 小売業を行う店舗面積〈届出施設が 商業施設のときのみ〉)
届出部数	2部(正本・副本)	

注1) 届出内容の変更

上記の届出内容を変更する場合は、変更に係る行為に着手する日の30日前までに、行為の変更届出(様式-6及び上記のそれぞれの場合と同様の添付書類)が必要となります。(都市再生特別措置法第108条第2項)

注2) 届出を要しない軽易な行為

かごしまコンパクトなまちづくりプランに記載された誘導施設を有する建築物で<u>仮設のものの建築の用に供する目的</u>で行う開発行為及び新築、建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為については、届出を要しない場合があります。(都市再生特別措置法第 108 条第 1 項ただし書き)

注3) 都市機能誘導区域内外の一体的な土地利用の場合

都市機能誘導区域内外で一体的な土地利用による上記の届出対象行為を行う場合、<u>開発区</u>域又は建築物の敷地の過半の属する区域が都市機能誘導区域外の場合は、届出が必要になります。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。 平成29 年 6 月 1 日 ←----- 着手日の30日前までに届出 (宛先) 鹿児島市長 届出者住所 **鹿児島市▽▽町○**-□ 氏名 株式会社鹿児島市 代表 鹿児島 太郎 開発区域に含まれる地域の名称 **| 鹿児島市 ○○町 ◇◇ 番(外○○筆)** 1 2 開発区域の面積 3,000 平方メートル 開 3 住 宅 等 の 用 途 **一戸建ての住宅** 発 4 工事の着手予定年月日 平成29 年 7 月 1 日--行 為 5 工事の完了予定年月日 平成29 年 11 月 30 日 概 (住宅用区画数) 10区画 要 鹿児島市△△町○一□ 6 その他必要な事項 (代理人連絡先) ㈱●●設計 担当:☆☆ 電話:099-■■■-■■■■

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、 の新築 住 宅 等 建築物を改築して住宅等とする行為 トについて、下記により届け出ます。 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 平成29 年 6 月 1 日 <----- 着手日の30日前までに届出 (宛先) 鹿児島市長 届出者住所 **鹿児島市◇◇丁目○**-○ 氏名 鹿児島 花子 1 住宅等を新築しようとする土地 (所在・地番) 鹿児島市 □□ 町 ◇◇ 番 又は改築若しくは用途の変更をし (地目) 宅地 ようとする建築物の存する土地の (面 積) 900 m² 所在、地番、地目及び面積 2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 共同住宅 の用途 3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途 (着手予定年月日) **平成29 年 7 月 1 日** (完了予定年月日) 平成29 年 10 月 30 日 (戸数)10戸 4 その他必要な事項 鹿児島市ムム町〇一口 (代理人連絡先) ㈱●●設計 担当:☆☆ 電話:099-■■■-■■■■

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

平成29 年 6 月 15 日

(宛先) 鹿児島市長

届出者住所 **庭児島市▽▽町○一□** 氏名 **株式会社鹿児島市 代表 鹿児島 太郎**



都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

着手日の30日前までに届出

記

1 当初の届出年月日

平成 29年 6 月 **1** 日

(当初受付番号:第29居一開一〇号)

- 2 変更の内容
 - 住宅用区画数の変更(10区画 ⇒ 9区画)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日

平成29 年 7 月 15 日 -----

4 変更部分に係る行為の完了予定日

平成29 年 11 月 30 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。 平成29 年 6 月 1 日 ←----- 着手日の30日前までに届出 (宛先) 鹿児島市長 届出者住所**鹿児島市▽▽町○一□** 氏名 株式会社鹿児島市 代表 鹿児島 太郎 鹿児島市 ○○町 ◇◇ 番(外○○筆) 1 開発区域に含まれる地域の名称 平方メートル 2 開発区域の面積 6,000 3 建築物の用途 商業施設(店舗面積:2,000㎡) 開 発 4 工事の着手予定年月日 平成29 年 7 月 1 日-行 為 5 工事の完了予定年月日 平成30 年 1 月 30 日 概 (誘導施設以外の 要 用途がある場合 飲食店 (床面積:500㎡) その用途と面積) 6 その他必要な事項 鹿児島市ムム町〇一口 (代理人連絡先) ㈱●●設計 担当:☆☆ 電話:099-■■■-■■

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設 を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘 導 施 設 を 有 す る 建 築 物 の 新 築

建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

平成29 年 6 月 1 日 <------ 着手日の30日前までに届出

(宛先) 鹿児島市長

届出者住所 鹿児島市◇◇丁目○-○ 氏名 鹿児島 花子

- 1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をし ようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積
- (所在・地番) 鹿児島市 □□ 町 ◇◇ 番
- (地 目) 宅地
- (面 積) 500 m²
- 2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築物 の用途
- 物品販売業を営む店舗(コンビニエンスストア) (店舗面積:200㎡)
- 3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途

4 その他必要な事項

(着手予定年月日) 平成29 年 7 月 1 日

(完了予定年月日) 平成29 年 11 月 30 日

(誘導施設以外の

用途がある場合 事務所 (床面積:50㎡)

その用途と面積)

鹿児島市ムム町〇一口

(代理人連絡先) ㈱●●設計 担当:☆☆

電話:099-■■■-■■■■

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を 省略することができる。

行為の変更届出書

平成29 年 6 月 **15** 日

(宛先) 鹿児島市長

届出者住所 **庭児島市◇◇丁目○一○**氏名 **庭児島 花子**

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

着手日の30日前までに届出

記

1 当初の届出年月日

平成29 年 6 月 1

日

(当初受付番号:第29都一建一〇号)

- 2 変更の内容
 - ・土地の面積の変更(500㎡ ⇒ 480㎡)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日

平成29 年 7 月 15 日 -----

4 変更部分に係る行為の完了予定日

平成29 年 11 月 30 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。



参考資料(届出様式)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。 年月日日						
्रिय	拉)	鹿児島市長	届出者住所 氏名		F	印
	1	開発区域に含まれる地域の名称				
開発行為の概要	2	開発区域の面積			平方メー	ートル
	3	住 宅 等 の 用 途				
	4	工事の着手予定年月日		年	月	日
	5	工事の完了予定年月日		年	月	日
			(住宅用区画数)			
	6	その他必要な事項	(代理人連絡先)			

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の 住 宅 等 の 新 建築物を改築して住宅等とする 建築物の用途を変更して住宅等とす 年 月 日	築 ②る 行 為 → について、下記により届け出ます。	
(宛先)鹿児島市長		
	届出者住所	
	氏名	印
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をし ようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) (地 目) (面 積)	
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 の用途		
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) (完了予定年月日) (戸 数) (代理人連絡先)	

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

			年	月	日
(宛	i.先)鹿児島市長 『	届出者住所 氏名			印
者 ます	3市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、) - 。	届出事項の変更に ~	ついて、7	「記により)	届け出
	記				
1	当初の届出年月日		年	月	日
2	変更の内容				

- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日
- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発行為届出書

『市再生特別措置法第 108 条第 1 年 月 日 『先》鹿児島市長	項の規定	它に基づき、開発行為について、	下記によ	り届け出る	ます。
		届出者住所			
		氏名		F	印
1 開発区域に含まれる地域の	の名称				
2 開発区域の[面 積			平方メー	-トル
3 建築物の用	途				
4 工事の着手予定年	月日		年	月	日
5 工事の完了予定年	月日		年	月	日
		(誘導施設以外の			
		用途がある場合			
	その用途と面積)				
6 その他必要な事	項	(代理人連絡先)			
	年 月 日 5 (生) 鹿児島市長	年 月 日 5. 株) 鹿児島市長 1 開発区域に含まれる地域の名称 2 開 発 区 域 の 面 積 3 建 築 物 の 用 途 4 工事の着手予定年月日 5 工事の完了予定年月日	年 月 日 5法) 鹿児島市長 届出者住所 氏名 1 開発区域に含まれる地域の名称 2 開 発 区 域 の 面 積 3 建 築 物 の 用 途 4 工事の着手予定年月日 5 工事の完了予定年月日 6 そ の 他 必 要 な 事 項 (誘導施設以外の 用途がある場合 その用途と面積)	年 月 日 5年) 鹿児島市長 届出者住所 氏名 1 開発区域に含まれる地域の名称 2 開発区域の面積 3 建築物の用途 4 工事の着手予定年月日年 5 工事の完了予定年月日年 6 その他必要な事項 (誘導施設以外の 用途がある場合 その用途と面積)	6先) 鹿児島市長 1 開発区域に含まれる地域の名称 2 開発区域の面積 3 建築物の用途 4 工事の着手予定年月日 5 工事の完了予定年月日 6 その他必要な事項

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設 を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。 年 月 (宛先) 鹿児島市長 届出者住所 氏名 囙 1 建築物を新築しようとする土地 (所在・地番) 又は改築若しくは用途の変更をし (地 目) ようとする建築物の存する土地の (面 積) 所在、地番、地目及び面積 2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築物 の用途 3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途 (着手予定年月日) (完了予定年月日) (誘導施設以外の 用途がある場合 4 その他必要な事項 その用途と面積) (代理人連絡先)

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

		年	月	日
(宛先) 鹿児島市長				
	届出者住所			
	氏名			印

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日
 年 月 日

 2 変更の内容
 4

 3 変更部分に係る行為の着手予定日
 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日
- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。



○お問い合わせ先○

鹿児島市 建設局 都市計画部 都市計画課 (本庁 東別館 7 階)

〒892 - 8677 鹿児島市山下町 11番 1号

TEL: 099-216-1378 FAX: 099-216-1398

E-mail: toshikeikaku@city.kagoshima.lg.jp